1-(17) ハトムギ茶の認証基準

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 農政第 3521 号 一部改正 平成 27 年 7 月 31 日 生流第 1419 号

1 適用の範囲

本県に本社を置く食品製造業者が、県内の食品工場において焙煎した「ハトムギ茶」について適用する。

2 定義

この基準において「ハトムギ茶」とは、ハトムギの実の部分だけを焙じたものをいう。

3 品質基準

品質及び表示の基準は、石川県ふるさと食品認証要領取扱規則第2によるもののほか、次のすべてを満たさなければならない。

(1)使用原材料

使用するハトムギの実は、石川県内で栽培されたものであること。

(2) 品質基準

ハトムギ茶固有の色沢、香味が良好で異味異臭がないこと。

(3) 食品添加物

使用していないこと。

4 表示事項

(1) 一括表示の表示事項

食品の表示に関する各法令の規定(食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、計量法、健康増進法及び医薬品医療機器法の該当規定)に従って表示すること。

(2) 特別表示事項及びその表示方法

一括表示の外に認証マークを表示するとともに、「石川県産ハトムギ使用」 等、石川県産のハトムギを使用した旨を記載することができる。

5 製造管理基準

(1) 製造基準

基本的な技術または技法によって製造したもので、食品としての安全性が 確保されていること。

(参考) 基本製造工程

ハトムギの実 → 乾燥 → 選別 → 焙煎 → 製品

(2) 管理基準

- ア 製造工場ごとに食品衛生に関する責任者(食品衛生責任者)を置き、衛 生管理に努めていること。
- イ 製造工場ごとの製造基準に基づき製造管理の適正化を図ること。
- ウ 製造工場ごとの品質基準に基づき品質管理に努めること。